



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2021/12/20

No.446 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

確定申告に向けてパンフレットを今週から順次配布します

来年の申告に向けて『自主計算パンフレット、別冊』と『自主計算ノート』の配布を今週から順次、会員さんにお届けします。

一年間の売上・仕入・経費等の記帳をし、確定申告に間に合うよう今から準備をお願いします。自主計算パンフレット(青色)、別冊(黄色)には、所得計算や消費税のしくみ、インボイス制度、確定申告書の書き方などを掲載されていますので活用しましょう。

▼売上金額のチェック

年内に販売をしたが、12月1日現在で受け取っていない代金を収入にプラスします。また、前年に販売して当年に受け取った代金をマイナスします。また、新型コロナ関連の給付金等も収入にプラスとなります。

▼必要経費のチェック

年内に購入したが、1月31日現在でまだ代金を支払っていない金額を経費にプラスします。また、前年に購入して当年に代金を支払った金額をマイナスします。

▼家事関連費などの除外

租税公課や水道光熱費、通信費、地代家賃、接待交際費などには、自宅分や事業に関する支出が含まれている場合があります。この支出は必要経費から除く必要があります。自宅とお店や工場が一緒になっている場合は、使用割合などでその支出来ん分します。仕入れたものを自分で使うことを自家消費といい、その場合には仕入れ金額相当額を売上に計上します。

◆12月なんでも相談会

日時 1月1日(火) 午後2時から

会場 民商事務所

※相談希望の方は、事前にご連絡を。

会場 民商事務所

※対象の方は年明けにご連絡します。

婦人部から部員のみなさまへお花をプレゼントしました

婦人部では、毎年2月に部員の皆さんへお花をプレゼントしています。

10日、33名の部員さんのご自宅を一軒一軒訪問。今年のお花は赤やピンクなどの『シクラメン』。そのお花にはメッセージカードと活力液と一緒に添えてお届けしました。「今年ももらえるの?ありがとう。去年のお花もまだまだ元気よ。大事に育てるよ」「花が好きなので癒されます。ありがとうございました」「可愛らしい鉢植えのお花を届けてくれてありがとうございます」「綺麗なお花をわざわざありがとうございます。早速玄関先に飾るわ」と喜びの声をたくさんいただきました。阿部婦人部長は「今年も皆さんにお花を届けられて良かった。久しぶりに会った部員さんは話が弾み、気持ちが和みました」と話していました。



部員さんに贈ったシクラメン

過払い金の相談も受付しています

一月の無料法律相談

日時 1月14日(金)
午前10時0分

会場 村上民商事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 1月12日(水)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
その場合は民商へご連絡を。